

「後期高齢支援システム標準化検討会ベンダ分科会」

第4回議事概要

日 時：令和4年12月9日(金) 9：30～11：40

場 所：オンライン会議(Zoom)

出席者(敬称略)：

(座長) 後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

(構成員)

三浦 裕和	株式会社RKKCS 企画開発本部保険福祉システム部 部長
石井 貞行	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ
村上 朋博	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 第二開発本部第二開発部 課長
末武 純	Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部 住記1 課長
玉置 直人	日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部 住民情報システム開発統括部 プロジェクトマネージャー
田中 卓	富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部 社会保障ソリューション事業部第一ソリューション部 マネージャー

(オブザーバー)

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

## 【議事次第】

1. 出席者確認、今後の会議予定について
2. 標準仕様書 1.1 版に向けた各種課題の対応について
3. 標準仕様書 1.1 版（案）について
4. 今後の依頼事項について

## 【意見交換(概要)】

(標準仕様書 1.1 版に向けた各種課題の対応について)

- (1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容及び当年度実施事項について)  
資料 3 ページにおいて、基本方針 1.1 版が令和 4 年度末に公開される予定となっているが、基本方針は版数がなく、今後改訂されないものと認識している。  
⇒資料上の記載誤りのため、基本方針に関する版数の記載は削除する。
- (2.1 デジタル庁における検討事項と対応方針について)  
資料 7 ページの#9 (実装必須の見直し) について、デジタル庁にて各ベンダへの調査が行われたが、その結果を踏まえてどのような検討が行われているか、確認したい。  
また、ベンダの回答内容について事務局が把握しているか確認したい。  
⇒調査結果は事務局に届いておらず、デジタル庁における検討状況について公に資料が出ていないことから把握できていない。現時点において実装必須機能として規定しているものは、法令上に規定があるものや、議論を重ねた結果を踏まえたものであることから、単純に実装必須機能⇒標準オプション機能に変更したいというベンダからの要望数が多ければ変更すると言った判断は難しいと考えている。  
⇒本調査は、必須機能が多いため開発期間やコストについて懸念する意見がベンダから寄せられたことを背景として行っている。ベンダの回答結果を踏まえた見直しの方針についてはデジタル庁にて検討中だが、デジタル庁にて業務的な観点を含めて整理することは難しいため、多数のベンダから要望があった機能について標準オプション機能として整理することになると想定している。また、整理した結果については再度ベンダに確認する予定としている。なお、今回の見直しにおいて実装必須機能が標準オプション機能に変更されたとしても、実装の判断がベンダに委ねられることになるだけで、自治体においては必要な機能を実装している製品を選ぶことで対応可能であり、問題ないと考えている。
- (4.2 文字情報基盤の過渡期における機能要件の整理等について)  
縮退マップの公開時期について、令和 4 年 12 月 8 日に実施した第 4 回市区町村ワーキングチームにおいて、「令和 4 年内に具体的な公開時期を示し、令和 4 年度内目途で公開予定」と市区町村からの質問に対し、デジタル庁の発言があった。また、文字の縮退については、漢字から漢字へ必ず縮退できるわけではなく、縮退先に妥当な漢字がないケースもあり、このケースにおいてひらがなに変換せざるを得なくなるよう

なケースもあることに留意が必要と考える。

⇒広域標準システムが扱う文字の範囲は「住民基本台帳ネットワーク統一文字」である一方で、デジタル庁において後期高齢支援システムを始めとする各業務のシステムにおいては「JIS X 0213 漢字」の範囲を扱うことと整理されている。現時点、後期高齢支援システムで「住民基本台帳ネットワーク統一文字」の範囲を扱っており問題なく広域標準システムに連携できているが、今回の対応によって「JIS X 0213 漢字」に範囲を狭めることで問題が生じるシステムがないか、各ベンダの状況を可能な範囲で確認したい。回答可能な場合は個別に事務局にご連絡いただきたい。

○ (4.7 請求情報先を管理する取り纏め店情報の管理機能について)

本件について、自治体から要望があり対応した実績がある。口座振替に関する依頼書のみではなく、口座振替依頼データに取り纏め店情報を設定して振替を依頼したいという要件であった。

○ (4.9 ユニバーサルデザインへの対応について)

ユニバーサルデザイン帳票について、今後他業務においても検討される予定はあるか。

⇒全国意見照会でこの方針を示すことによって、他業務に対してユニバーサルデザインの検討に関するご意見が寄せられ、結果として業務横並びでの検討となることも想定されるが、令和5年3月末の改版において他業務で同様の対応が横並びでされることは現時点、想定していない。

⇒ユニバーサルデザインの考え方について、ぜひ社会に普及して欲しいと願っている。各業務で検討が進められていくことが理想と考える。

○ (4.10 ハガキ形式、及び一体型への対応について)

還付充当通知・還付請求書の一体型の帳票レイアウトについて、実装類型は必須、オプションのどちらを想定しているか。

⇒現時点は元から規定していた単票を必須にしているため、一体型についても必須と規定している。ただし、一体型やハガキ形式を増やすたびにベンダとして対応しなければならない様式が増加するという観点もあるため、一定の考え方で整理が必要と考えている。

(標準仕様書 1.1 版 (案) について)

○ (機能・帳票要件について1)

国保連合会から受領する特徴依頼結果の取り込み機能が記載されていないのではありませんか。

⇒当該機能については規定済みである。以前、同様のご質問を頂き、回答をさせていただいていると記憶しているため、当時の解答を再度ご提示させていただく。

○ (機能・帳票要件について2)

⇒機能 ID「0250023」の※1において、不服申立先情報として管理する項目は帳票詳細要件に記載の項目とする旨の記載があり、帳票詳細要件には自治体名・担当者部署が記載されているが、これらも含めて管理する認識でよいか。

⇒ご認識の通り。

⇒管理項目として規定されている都道府県名等の使用目的は何か。

⇒帳票に印字するためと想定しているが、確認の上別途回答する。

○（機能・帳票要件について3）

機能 ID「0250062」について、実装必須機能として規定されているが、帳票詳細要件のツリー図においては※書きで「標準オプションとしている等の理由により、業務フロー上は記載していない帳票」との説明がある。当該帳票は実装オプションという認識でよいか。

⇒当該帳票は実装必須である。帳票詳細要件の記載誤りのため、修正する。

○（機能・帳票要件について4）

機能 ID「250031」について、日本人の通称名情報の管理については、事務連絡にあった通りトランスジェンダーの方の管理を想定している（日本人全般を対象にはしていない）と認識している。一方、機能 ID「250067」に記載のある通称名の通知書への印字については、外国人を想定した記載となっているが、判別がつきづらくなるため、その旨、備考に補足して欲しい。

⇒機能 ID「250031」について、制度上はトランスジェンダーの方を想定しているが、実際には本人から申し出があった場合に通称名を使用することとなり、トランスジェンダーの方に限定されないと認識している。トランスジェンダーの方を対象とした機能であると補足しない場合、実装において問題は生じるか。機能 ID「250067」についてはご認識の通りのため、その旨を備考に追記する。

⇒機能 ID「250031」について、事務連絡に紐づく機能であることを明記した方が誤解しないと考える。仕様書への記載案を事務局へ送付する。

○（機能・帳票要件について5）

機能 ID「0250320」の督促状の発送履歴を一括削除できることについて、機能 ID「0250242」の要件と同様に、督促状を送らなかったことにする機能と認識しているが、2つの機能の違いは何か。

⇒機能 ID「0250242」については督促状を送ったが返送されたケースを想定している。一方、機能 ID「0250320」は発送時に収納済みであることを確認できた等の理由で引き抜く等のケースを想定している。前者は一括、後者は個別の処理であることから、別の機能要件として規定した。

○（帳票レイアウトについて）

「後期高齢者医療保険料催告書」の項目「備考1」について、総合計等を印字することのだが、必須ではなくオプションであった方がベンダとしては望ましい。

⇒当該項目は「保険料合計」の下に配置されているが、保険料合計に何を加えた額を印字する想定か。

⇒延滞金と督促手数料を徴収する自治体において、保険料合計と合わせた額を印字する想定である。

「保険料増減額」の項目が追加されているが、当該項目は市区町村別保険料額のことによいか。

⇒ご認識の通り。

(今後の依頼事項について)

- 事前に送付した標準仕様書についてご意見があれば、本紙及び業務フローについては12/12まで、その他資料については12/16までに事務局へ提出いただきたい。